

# 香港・華南通信 vol.7 -グリーン・サステナブル・ファイナンス支援スキームの概要解説-

(2021年7月1日発行)

## ポイント：グリーン・ファイナンスのハブを目指し、香港政府が新たな支援スキームを発表

- ❖ 香港が国際的なグリーン・ファイナンス・センターとなることを目指し、香港政府は早期からグリーン・ファイナンスにかかる各種支援策を展開しています。具体的には ①ガバメント・グリーン・ボンドの発行 ②グリーン・サステナブル・ファイナンス支援スキームの実施 ③グリーン・ファイナンスのワーキンググループの設立とアクションプランの制定 などが挙げられます。
- ❖ 上記②において、2018年から開始されていた「パイロット・ボンド・グラント・スキーム」および「グリーン・ボンド・グラント・スキーム」の期間満了を受けて、両スキームを統合した「グリーン・サステナブル・ファイナンス支援スキーム」(以下「GSF支援スキーム」という)を、香港金融管理局(以下「HKMA」という)は新たに2021年5月に発表しました。
- ❖ GSF支援スキームは、外部機関評価に対する費用支援と、一般債券発行に対する費用支援を対象としており、2021年5月10日から3年間にわたって継続されます。

## 外部機関評価に対する費用支援

項目	対象となる条件
発行者(*1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ グリーン・サステナブル・ボンドの発行人(初回発行である必要はない)</li> <li>❖ グリーン・サステナブル・ローンの借入人(初回借入である必要はない)</li> </ul>
債券／ローン	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ HKMAが認可する外部機関(以下「認可機関」という)によって、発行前／借入前に各種審査評定を受けた債券／ローン</li> <li>❖ 香港において発行された／借り入れられた(*2)債券／ローン</li> <li>❖ 債券の場合、香港証券取引所に上場している、または全口数がHKMAの関連システム(以下「CMU」という)によって管理・決済されていることも条件</li> </ul>
発行／借入規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 債券／ローンの発行額／借入額は2億香港ドル(もしくはこれに相当する金額の外貨)を下回らない</li> <li>❖ 債券の場合、香港において、10人以上、もしくは10人未満は対象の中に関係者(*3)を含まない に向けて発行する</li> </ul>
支援対象費用(*4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 発行前に行われた各種外部審査評定費用(認証、セカンドパーティオピニオン、検証、ESGレーティング、保証、グリーン・サステナブル・ファイナンスの設定にかかるコンサルティング費用など)</li> <li>❖ 発行後に行われた各種外部評定や報告の費用</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 上記条件を満たす場合、認可機関へ支払った支援対象費用の全額を支給。ただし1回の債券発行／ローン借入の支援上限額は80万香港ドル。</li> <li>❖ 認可機関にかかる費用支援を享受できる債券発行／ローン借入回数に制限はない。</li> </ul>	

(出所) 香港金融管理局、香港財務局の発表資料よりSMBCが作成

# 香港・華南通信 vol.7 -グリーン・サステナブル・ファイナンス支援スキームの概要解説-

(2021年7月1日発行)

## 一般債券発行に対する費用支援

項目	対象となる条件	
発行者(*1)	債券のプライシング日より遡り、過去5年間香港においてグリーン・サステナブル・ボンドを未発行	
債券	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 認可機関によって、発行前に各種審査評定を受けた債券</li> <li>❖ 香港において発行された(*2)債券</li> <li>❖ 香港証券取引所に上場している、もしくは全口数がCMUによって管理、決済されている</li> </ul>	
発行規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 発行額は15億香港ドル(もしくはこれに相当する金額の外貨)を下回らない</li> <li>❖ 香港において、10人以上、もしくは10人未満は対象の中に関係者(*3)を含まない に向けて発行する</li> </ul>	
支援対象費用(*4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 香港におけるアレンジャー金融機関へ支払う費用</li> <li>❖ 香港における法律コンサルタントへ支払う費用</li> <li>❖ 香港における監査人、会計士へ支払う費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 香港における信用格付機関へ支払う費用</li> <li>❖ 香港証券取引所への上場にかかる費用</li> <li>❖ CMUによる管理、決済にかかる費用</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 上記の条件を満たす場合、グリーン・サステナブル・ボンド発行にかかる支援対象費用の半額を支給。ただし信用格付状況によって上限額を設定。 債券の発行者または保証人がHKMAの認可する信用格付機関より格付されている場合 &gt; 上限額は250万香港ドル 債券の発行者または保証人がHKMAの認可する信用格付機関より格付されていない場合 &gt; 上限額は125万香港ドル</li> <li>❖ 一般債券発行にかかる費用支援を享受できる債券発行回数は各発行者2回まで。</li> </ul>		

(\*1) 発行者とは、債券を発行するエンティティおよびその関係者を指す

(\*2) 香港において発行された／借り入れられた判断基準として、債券発行にあたっては、半数以上のアレンジャーがHKMAの認める認可金融機関であること  
ローン借入にあたっては、ローン総額の半額以上が香港の貸付人によってアレンジされていること

(\*3) 関係者とは、①債券発行をするエンティティが支配権を持つ自然人または法人 ②債券発行するエンティティの支配権を持つ自然人または法人  
③債券発行するエンティティと同一の主体が支配権を持つ自然人または法人

(\*4) 支援対象費用の内、すでに別の支援スキーム(香港域内・域外問わず)によってカバーされている費用は申請対象外

(出所) 香港金融管理局、香港財務局の発表資料よりSMBCが作成

## ■ 重要な留意事項および免責事項

1. 本資料に含まれる情報は、一般的な情報であり、ディスカッションおよび参照を目的とした内容です。事前の通知なく内容を変更する場合があります。三井住友銀行香港支店(以下、「当行」)は本資料の記載情報の更新に関して一切の責任を負いません。
2. 本資料の内容については、当行の書面による事前同意なく、いかなる第三者への開示もご遠慮ください。
3. 本資料は当行の著作物であり、当行が全ての所有権を有します。
4. 本資料は香港金融管理局(HKMA)や香港証券監査委員会(SFC)等の規制当局の確認を経ているものではありません。
5. 本資料に記載の内容は、法律、規制、財務、投資、税務、会計、その他にかかわる専門アドバイスではなく、それらを提供するものでもありません。本資料に含まれるマーケット情報は当行が専門家としての助言を提供するものではありません。本資料に記載の内容に基づきご検討される場合、または関連する法令にご不明点がある場合は、専門家へご相談して下さい。
6. 本資料は取引の推奨や助言を行うものではなく、また取引の勧誘や販売を目的としたものでもありません。本資料に含まれる参考条件や提案の内容は、最終的に合意される契約条件に従うものとします。
7. 当行および当行のグループ会社は、本資料の利用により直接的、間接的あるいは結果的に生じる損失について、一切の責任を負いません。
8. 本資料は信頼性があると思われる情報に基づいていますが、独自に検証を行っているものではありません。本資料の利用により生じた損害について、一切の責任を負いません。
9. 本資料に含まれる仮説、シミュレーションや過去のパフォーマンス結果等は、将来に対する予測を保証するものではありません。
10. 本資料に記載される事例やストラクチャー、商品やサービスフロー等は、実際にご利用される商品やサービスを指し示したり、保証するものではありません。
11. 本資料は当行との取引のみを意図して作成されています。当行グループ会社とのお取引については、各社の所在する国の法律および規制に従ってください。
12. 本件における重要事項および免責事項、並びにその解釈は香港法に準拠します。
13. 本資料について、日本語版を正とします。

本資料の内容に関するご照会はお取引店までご連絡ください

執筆：株式会社三井住友銀行 アジアソリューション部(香港)